

○東大阪都市清掃施設組合報酬及び費用弁償に関する条例

昭和40年11月8日

東大阪都市清掃施設組合条例第8号

改正 昭和46年2月25日条例第2号

昭和48年2月27日条例第1号

昭和55年12月1日条例第3号

平成元年11月28日条例第1号

平成20年9月30日条例第2号

平成30年2月23日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、本組合の委員又は委員会の委員並びに臨時又は非常勤の職員（以下これらを「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 次の各号に掲げる職員に対しては、当該各号に掲げる額の報酬を支給する。

(1) 監査委員 知識経験者 月額 12,000円

議会議員 月額 7,500円

(2) 公平委員会の委員 日額 20,000円

(3) 臨時又は非常勤の職員 常勤の職員との権衡を考慮して管理者が定める額

(報酬の支給方法等)

第3条 年額による報酬は、毎年4月1日から翌年3月31日までを計算期間とし、その全額を毎年3月末日に支給する。（末日が日曜日又は休日である場合はその前日。以下同じ）ただし年の途中にその職についたときは、月割計算をもつてその年分を支給する。

2 年額による報酬を受ける者が、年の中途において離職し、又は死亡したときは、月割計算をもつてその年分を支給する。

3 年額による報酬を受ける者が離職し、その日の属する月に再び同一の職についたときは、その当月分の報酬は重複して支給しない。

4 月額による報酬は、月の末日に支給する。ただし、月の中途においてその職についたときは日割計算をもつてその月分を支給する。この場合の日割計算は、その月の日数による。

5 月額による報酬を受ける者が、月の中途において離職し、又は死亡したときは、その月分の全額を支給する。

6 月額による報酬を受ける者が離職し、その月の間に再び同一の職についたときはその当月分の報酬は重複して支給しない。

7 日額による報酬又は費用弁償は、月の初日からその月の末日までの間における勤務日数により

計算した額を月の末日に支給する。

(費用弁償)

第4条 特別職の職員の費用弁償については、東大阪都市清掃施設組合旅費支給条例（昭和40年東大阪都市清掃施設組合条例第6号）の規定を準用する。

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和40年10月4日から適用する。

附 則（昭和46年2月25日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年2月27日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年12月1日条例第3号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の東大阪都市清掃施設組合報酬及び費用弁償に関する条例（以下「条例」という。）の規定は、昭和55年10月1日から適用する。
- 2 改正前の条例の規定に基づき、昭和55年10月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。
- 3 昭和55年4月1日から昭和55年9月即日までの監査委員の報酬は、条例第3条第1項の規定にかかわらず、改正前の条例に規定されていた年額を月割計算をもって計算し、昭和55年12月末日までに支給する。
- 4 昭和55年10月及び11月分の監査委員の報酬は、条例第4条第1項の規定にかかわらず、昭和55年12月末日までに支給する。

附 則（平成元年11月28日条例第1号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の東大阪都市清掃施設組合報酬及び費用弁償に関する条例（以下「条例」という）の規定は、平成元年10月1日から適用する。
- 2 改正前の条例の規定に基づき、平成元年10月1日から条例の施行の日の前日までの間に報酬を受ける者に支払われた報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。
- 3 改正後の東大阪都市清掃施設組合報酬及び費用弁償に関する条例（以下「条例」という）の規定中、年額による報酬を受ける者に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という）以後の期間の報酬について適用し、施行日前の期間の報酬については、なお従前の例による。

附 則（平成20年9月30日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年2月23日条例第1号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。